

マル福受給者証の更新の時期になりました

現在お使いの受給者証は6月30日までとなっております。7月1日から受給者証が新しくなります。令和2年度(令和元年中)の所得を判定したうえで、非該当の方へは非該当通知を6月上旬に送付しております。該当の方へは新しいマル福受給者証を6月下旬に送付予定となっております。

※令和2年1月1日以降に転入された方や、令和2年度(令和元年中)の所得の申告をしていない方等、所得が確認できない方については、6月上旬に案内通知を送付しておりますので、必要書類をご持参のうえ、6月中のお手続きをお願いします。

また、障害年金1級により、マル福受給者証を交付されている方で、障害年金証書の確認が必要な方についても、6月上旬に案内通知を送付しておりますので、必要書類をご持参のうえ、6月中のお手続きをお願いします。

※マル福には所得制限があります(制限額は下表をご参照ください)。また、同一世帯内に所得が1千万円を超える扶養義務者がいる場合も非該当となります。

○ひとり親家庭マル福

合計扶養親族数	うち老人扶養親族数 (特定扶養親族は更に15万円加算)	
	1人	2人
0人	301万6千円	
1人	339万6千円	349万6千円
2人	377万6千円	387万6千円
3人	415万6千円	425万6千円

○重度障害マル福

扶養親族	本人	配偶者・扶養義務者
0人	512万9千円	628万7千円
1人	550万9千円	653万6千円
2人	588万9千円	674万9千円
	扶養親族1人につき38万円加算、特定扶養親族は更に25万円加算	扶養親族1人につき21万3千円加算、特定扶養親族は更に6万円加算

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

茨城町高齢者等福祉タクシー利用料金助成事業

障がいをお持ちの方向け

申請窓口が変更になります

障がいをお持ちの方が、医療機関等の通院や日常生活用品等の購入等にタクシーを利用する場合、タクシー料金の一部を助成します。

- ▶ **対象者** 町内にお住まいの方で、以下の要件のいずれかに該当する方
 - ・身体障害者手帳 1級または2級
 - ・療育手帳 ㊤またはA
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1級または2級
 ※自動車税または軽自動車税の減免を受けている方は対象となりません。
- ▶ **助成額・枚数** タクシー利用料金から1,500円分を助成します。タクシー助成券の配布枚数は年間24枚(1冊6枚綴)までです。
- ▶ **申請手続き** 以下のものをお持ちのうえ、窓口にて申請してください。
 - ・各障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)
 - ・印鑑
- ▶ **その他** 令和2年7月1日から、実施事業者が社会福祉協議会になります。7月1日以降に申請をされる場合は、下記窓口にて申請してください。茨城町社会福祉協議会 ☎029-292-7141 〒311-3131 茨城町大字小堤1037番地1(茨城町総合福祉センターゆうゆう館内)

【問合せ先】 社会福祉課 ☎ 029-240-7112 (直通)
茨城町社会福祉協議会 ☎ 029-292-7141

令和2年度

国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

令和2年度の国民年金の保険料(定額)は、月額16,540円です。

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金、いざというときの障害基礎年金・遺族基礎年金などを受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、国民年金制度では個人の所得に応じて保険料の支払いを免除(全額、4分の3、半額、4分の1)または猶予することができます。



※保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時点から2年1か月前までの期間)についても遡って免除等を申請することができます(学生納付特例も同様)。

○持参いただくもの：免除される方の年金手帳、印鑑、来庁される方の本人確認書類(運転免許証等)

令和2年度(令和2年7月分から令和3年6月分まで)の
免除・納付猶予制度申請受付開始日：令和2年7月1日

【免除(全額免除・一部免除)申請】

★本人、配偶者、世帯主の前年所得が所得制限額以下の場合に保険料の納付が全額免除または一部免除となります。

令和2年度	免除額(月額)	納付額(月額)	所得制限額
全額免除	16,540円	0円	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
3/4免除	12,400円	4,140円	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	8,270円	8,270円	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除	4,130円	12,410円	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

【納付猶予申請】

50歳未満の方で、本人、配偶者(別居中の配偶者を含む)それぞれの前年所得が所得制限額以下(全額免除の所得制限額と同額)の場合に納付猶予の申請ができます。一部免除の可能性がある場合はどちらかを選択できます。納付猶予を受けた期間の保険料は、追納しないと年金額に反映されません。受給資格期間の計算には含まれます。

【学生納付特例《令和2年4月1日から受付しています》】

学生の方で本人の所得が所得制限額以下の場合には、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度を利用できます。※学生の方は、免除や納付猶予を申請できません。毎年申請が必要で、猶予を受けた期間の保険料は、追納しないと年金額に反映されません。受給資格期間の計算には含まれます。

(所得制限額 118万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等)

○申請に必要なもの：学生証(有効期限の記載があるもの)のコピーまたは在学証明書(原本)

《退職(失業)による特例(退職した人本人のみの所得をゼロと見なす特例)》

退職日の翌日(喪失日)が属する年の翌々年の6月分までの免除申請に適用されます。

○申請に必要なもの：雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証 等

※「一部免除」については、一部納付保険料の納付が必要です。

※免除等を受けている期間は10年まで遡って追納することが可能です。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方についての特例制度があります。詳しくは下記の問合せ先にお問い合わせください。

【問合せ先】 水戸南年金事務所 ☎ 029-227-3278
茨城町保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)
FAX 029-219-1026